債券のお取引に係る租税の概要

円貨建て債券

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する特定公社債(主として国債、地方債、政府機関債、公募公社債、上場公 社債、普通社債、金融機関債、外国国債、海外の政府機関債、2015年12月31日以前に発 行された私募債等が該当します。)の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源 泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され ます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還差益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等 との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けること ができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

個人のお客様に対する一般公社債(特定公社債以外の公社債をいい、主に 2016 年1月1日 以降に発行された一部を除く私募債等が該当します。)の課税は原則として以下によります。

- 円貨建て債券の利子については、利子所得として源泉分離課税の対象となります。外国源 泉税が課されている場合は、外国源泉税の金額は国内で源泉徴収の際に源泉税の金額から 控除されます。
- ・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、一般株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 円貨建て債券の譲渡損益及び償還損益は、一般株式等(特定公社債に該当しない公社債等を含みます。)の譲渡損益及び償還損益との損益通算が可能です。なお、譲渡損失の繰越 控除の適用を受けることができません。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金 の額に算入されます。
 - なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される円貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

外貨建て債券

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する特定公社債(主として国債、地方債、政府機関債、公募公社債、上場公社債、普通社債、金融機関債、外国国債、海外の政府機関債、2015年12月31日以前に発行された私募債等が該当します。)の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所 得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉 税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告によ り外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益 等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受ける ことができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

個人のお客様に対する一般公社債(特定公社債以外の公社債をいい、主に 2016 年1月1日 以降に発行された一部を除く私募債等が該当します。)の課税は、原則として以下によります。

- ・外貨建て債券の利子については、利子所得として源泉分離課税の対象となります。外国 源泉税が課されている場合でも、外国税額控除の適用はありません。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益は、一般株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税 の対象となります。
- 外貨建て債券の譲渡損益及び償還損益は、一般株式等(特定公社債に該当しない公社債等を含みます。)の譲渡損益及び償還損益との損益通算が可能です。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができません。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

個人向け国債

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、 上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。